

- 1 発掘調査の目的が埋蔵文化財保護の観点から適切なものであるとともに、その目的に照らして、発掘調査の対象範囲、規模、調査体制、調査期間、調査方法等が適切なものであること。
- 2 調査主体となる個人又は組織が、次のすべての事項に該当する者であること。
 - (1) 計画されている発掘調査全体を適切に行い、完了させることができ、かつ、発掘調査報告書を適切に作成できる専門的能力を有する者であること。
 - (2) 発掘調査結果の評価・公表及び遺跡や出土品の保護・活用を適切に図ることができる者であること。
 - (3) 過去に調査主体となった遺跡の発掘調査報告書を適切に作成している者であること。
- 3 発掘調査担当者が、次のすべての事項に該当する者であること。
 - (1) 専門的知識・技術の面で、調査の対象となる遺跡について発掘調査を実施するのに十分な能力と経験を有し、発掘調査の現場の作業を掌握して発掘調査の全行程を適切に進行させることができるとともに、発掘調査報告書を適切に作成できる者であること。
 - (2) 過去に発掘調査担当者となった遺跡の発掘調査報告書を適切に作成している者であること。
- 4 複数の届出において、同一個人又は組織が、期間の重複する複数の発掘調査における調査主体又は発掘調査担当者として記載されている場合においては、それぞれの発掘調査計画を対比した結果、それらすべての発掘調査が適切に遂行され得るものであること。
- 5 発掘調査の目的・規模等にかんがみ、その必要性に応じて、発掘調査についての客観性を確保するための第三者による検証の仕組みが設けられていること。また、その仕組みが、構成・規模・専門分野等の観点から適切なものであること。